

第20号様式(第29条第2項)

(表)

契印	第 号
横浜市介護保険 徴収吏員証	
写 真	所属 氏名
契印	年 月 日生
横浜市	
印	
年 月 日発行	

(A8)

(裏)

注 意

- 1 この証は、介護保険料等の滞納処分に関する事務に従事の際、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証は、退職したときは、必ず返還しなければならない。
- 5 この証の有効期間は、発行の日から3年とする。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。